

移動等円滑化取組計画書  
(乗合バス車両)

令和 3 年 6 月 4 日

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が保有する乗合バス車両は、2020 年度末時点でノンステップバス導入率は 78.3%、乗車定員数の多いワンステップバス導入率は 16.4%である。全ての車両にスロープ板が設置されているが、今後、ノンステップバスでも乗車定員数が多いバス車両が開発されれば、全ての車両をノンステップバスに置き換えていく。</li><li>・高速道路を走行する車両については、今後、事業計画により新車導入時にはバリアフリー対応バスの導入を検討していく。</li></ul>
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新人運転士全員対象に新人運転訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の運転士に対しても、(実技教習 2 年に 1 回、座学教習 3~4 年に 1 回) バリアフリーに関する教習を実施しているが内容を充実させる。</li><li>・指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、「国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に参加させる。</li></ul>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	2021 年度、3 台導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員等の操作が必要な設備を用いた役務の提供	車椅子固定用装置やスロープ等による必要な役務を行えるよう、職員の教育・訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サポートマネージャー研修	・指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、交通エコモ財団主催の「交通サポートマネージャー」認定研修に参加する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	車内行先表示機のモニターの大きさを、22インチから27インチに変更していく。(2020年度～)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	新人運転士全員対象に新人運転訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の運転士に対しても、(実技教習2年に1回、座学教習3～4年に1回)バリアフリーに関する教習を実施しているが内容を充実させる。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者等用施設のウェブサイト当への適切な表示	当社ホームページにより利用できることを表示する。また、車両用ステッカーにより利用できることを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様からのご意見、ご要望等を車内で共有し取組改善に活用する。</li> <li>・管轄路線を運行している区、市、商店会などの自治体の会議に積極的に参加し協力体制を構築する。</li> <li>・本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進していく。</li> </ul>
--

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
・ノンステップバス  ・停留所上屋設置	・2021年度、20台導入計画を3台 導入に変更する。  ・2021年度、上屋の設置計画を取り やめる。	新型コロナウイルス感染症の影響に よるもの。(減収の影響)

#### V 計画書の公表方法

当社ホームページにより公表する。
------------------

#### VI その他計画に関連する事項

記載された事項については、当社事業計画に位置付けられている。
--------------------------------

移動等円滑化取組計画書  
(貸切バス車両)

令和 3 年 6 月 4 日

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が保有する貸切バス車両 9 台中、エレベーター付きバスを 1 台導入している。今後、事業計画を基に新車導入時に同種の車両導入を検討していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 ・エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトにて紹介する。 ・エレベーター付き車両の取り扱いについて、年に 1 回の訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバス	・事業計画を基に新車導入時にエレベーター付きバスの導入を検討していく。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員等の操作が必要な設備を用いた役務の提供	・エレベーター付き車両の取り扱い及び車椅子固定用装置の取り扱いが行えるよう、教育、訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	・エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトですっきり紹介していく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバスの予約方法の周知	・エレベーター付きバスの予約方法について、ウェブサイトを利用して引き続き周知する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
訓練の実施	・エレベーター付き車両の取り扱いについて、年に1回の訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者等用施設のウェブサイト当への適切な表示	・当社ホームページによりエレベーター付き車両であり、利用できることを表示する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者を含む団体の予約の利便性を高めるため、ウェブサイトを活用する。</li> <li>・ エレベーター取り扱い訓練やバリアフリー訓練を定期的実施する。</li> <li>・ 本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進していく。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

- ・当社ホームページにより公表する。

VI その他計画に関連する事項

- ・記載された事項については、当社事業計画に位置付けられている。